

資料編

- 資料1 子育て支援計画の沿革
- 資料2 子どもの生活状況調査
- 資料3 計画の検討体制
- 資料4 計画の検討経過

資料1 子育て支援計画の沿革

年 月	沿 革
平成12年3月	<p>【子育て支援計画の誕生】</p> <p>文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」(地方版エンゼルプラン)である「子育て支援計画」を取り入れました。</p>
平成15年3月	<p>【子育て支援計画の改定】</p> <p>子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p>
平成17年3月	<p>【次世代育成支援行動計画(前期分)の策定】</p> <p>平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村(特別区を含む。)と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。</p> <p>本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成17年度～21年度)を策定しました。</p>
平成22年3月	<p>【次世代育成支援行動計画(後期分)及び保育計画の策定】</p> <p>近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成22年度～26年度)を策定しました。</p> <p>また、保育園待機児童数が50人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成21年4月1日の待機児童数が86人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p>
平成27年3月	<p>【子育て支援計画(平成27年度～31年度)の策定】</p> <p>急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化する中、子育てを社会全体で支援していくため、「子育て支援計画(平成27年度～31年度)」を策定しました。</p> <p>この計画は「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとして策定しました。</p>
平成28年3月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成27年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
平成29年3月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成28年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>

平成30年3月	<p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成29年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p>
令和2年3月	<p>【子育て支援計画（令和2年度～6年度）の策定】</p> <p>子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）（令和2年度～6年度）」を策定しました。</p>
令和5年3月	<p>【子どもの貧困対策計画の策定】</p> <p>子どもの貧困対策推進法の改正や社会状況の変化を踏まえ、「子育て支援計画（追補版）」として「子どもの貧困対策計画」を策定しました。</p>

資料2 子どもの生活状況調査

文京区に居住する子どもを養育する家庭の支援ニーズ及び昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を把握することを目的とし、令和3年度に「子どもの生活状況調査」を実施しました。

【調査対象】

- 1 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査
 - ・ 就学前児童保護者
 - ・ 小学生保護者
 - ・ 中学生保護者と中学生本人
 - ・ 高校生世代保護者と高校生世代本人
- 2 事業利用者調査
 - ・ 児童扶養手当受給者保護者
 - ・ 就学援助受給者保護者
 - ・ 就学援助受給者本人

【調査方法】

- 1 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査
住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布及びインターネット回収をしました。
- 2 事業利用者調査
事業アンケートと共に任意のアンケートを実施し、郵送配布及びインターネット回収をしました。

【調査期間】

- 1 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査
令和3年9月10日～令和3年10月5日
- 2 事業利用者調査
令和3年10月22日～令和3年11月15日

【調査報告書】

文京区ホームページよりご覧いただけます。

- ・ 文京区ホームページ 「子どもの生活状況調査」

URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/kekaku/keikaku/jyoukyoutyousa.html>

二次元コード



資料3 計画の検討体制

文京区地域福祉推進協議会

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日8文福福発第504号制定
平成10年5月15日10文福福発第340号改正
平成12年5月12日12文福福発第204号改正
平成18年3月9日17文福福第1183号改正
平成20年1月17日19文福福第569号改正
平成20年4月1日20文福高第43号改正
平成21年2月19日20文福高第2006号改正
平成22年1月22日21文福高第1907号改正
平成24年3月30日23文福高第2847号改正
平成25年12月13日25文福福第10009号改正
平成27年11月26日27文福福第1279号改正
平成28年3月11日27文福福第1757号改正
平成29年12月15日29文福福第1046号改正
令和元年10月31日2019文福福第904号改正
令和2年11月13日2020文福福第614号改正
令和3年11月10日2021文福福第578号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

（任期）

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（構成）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

（意見聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（分野別検討部会）

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

(2) 高齢者・介護保険部会

(3) 障害者部会

(4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会

長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京区条例第15号）に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
 - (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
 - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
 - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課
- (庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3

号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（公募委員の特例）

2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（公募委員の特例）

2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の

区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和4年度から令和5年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

(2) 地域福祉推進協議会委員名簿

任期：令和4年4月から令和6年3月まで

番号	区分	氏名	団体名等	備考	
1	学識経験者	高橋 紘士	一般社団法人高齢者住宅協会顧問		
2		遠藤 利彦	東京大学大学院教授		
3		平岡 公一	東京通信大学教授		
4		高山 直樹	東洋大学教授		
5		神馬 征峰	東京大学大学院教授		
6	団体推薦	弓 幸史	小石川医師会		
7		山道 博	文京区医師会		
8		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	4年度第1回まで	
9		土居 浩	小石川歯科医師会	4年度第2回から	
10		三羽 敏夫	文京区歯科医師会		
11		岩楯 新司	文京区薬剤師会	4年度第1回まで	
12		新井 悟	文京区薬剤師会	4年度第2回から	
13		諸留 和夫	文京区町会連合会		
14		坂田 賢司	文京区社会福祉協議会		
15		柴崎 清恵	文京区民生委員・児童委員協議会		
16		木村 始	文京区高齢者クラブ連合会		
17		大橋 久	文京区青少年健全育成会		
18		大内 悦子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで	
19		堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から	
20		佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会		
21		高山 礼子	文京区話し合い員連絡協議会		
22		宮長 定男	文京区介護サービス事業者連絡協議会		
23		中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）		
24		佐々木 妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）		
25		山口 恵子	文京区知的障害者（児）の明日を創る会		
26		白土 正介	味わいクラブ		
27		平井 芙美	アビーム		
28		公募区民	鳩山 多加子	子ども・子育て会議	
29			水谷 彰宏	子ども・子育て会議	
30			小倉 保志	地域包括ケア推進委員会	
31			鈴木 悦子	地域包括ケア推進委員会	
32			西村 久子	地域保健推進協議会	
33	小山 忍		地域保健推進協議会		
34	武長 信亮				
35	篠木 一拓				
36	川上 智子				

(3) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成7年2月20日6文福福発第1188号制定
平成11年5月10日11文福福発第336号改正
平成12年5月12日12文福福発第204号改正
平成13年6月15日13文福福第314号改正
平成16年4月16日16文福福第65号改正
平成18年3月27日17文福福第1255号改正
平成19年3月30日18文福福第623号改正
平成20年4月1日20文福高第45号改正
平成24年3月30日23文福高第2848号改正
平成27年5月25日27文福福第292号改正
平成28年3月11日27文福福第1758号改正
平成30年4月2日30文福福第1515号改正
令和2年3月30日2019文福福第1584号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本

部に報告する。

- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 文京区地域福祉推進本部・本部員名簿

令和5年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3	//	加藤 裕一	教育長
4	本部員	大川 秀樹	企画政策部長
5	//	吉岡 利行	総務部長
6	//	内野 陽	危機管理室長
7	//	竹田 弘一	区民部長
8	//	高橋 征博	アカデミー推進部長
9	//	竹越 淳	福祉部長
10	//	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
11	//	木幡 光伸	子ども家庭部長
12	//	矢内 真理子	保健衛生部長
13	//	澤井 英樹	都市計画部長
14	//	吉田 雄大	土木部長
15	//	鵜沼 秀之	資源環境部長
16	//	長塚 隆史	施設管理部長
17	//	田中 芳夫	会計管理者
18	//	八木 茂	教育推進部長
19	//	多田 栄一郎	監査事務局長
20	//	小野 光幸	区議会事務局長
21	//	横山 尚人	企画政策部企画課長
22	//	武藤 充輝	企画政策部財政課長
23	//	日比谷 光輝	企画政策部広報課長
24	//	久保 孝之	総務部総務課長
25	//	畑中 貴史	総務部職員課長

(5) 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

令和5年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事長	竹越 淳	福祉部長
2	副幹事長	木幡 光伸	子ども家庭部長
3	//	矢内 真理子	保健衛生部長
4	//	鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
5	幹事	横山 尚人	企画政策部企画課長
6	//	津田 智	総務部ダイバーシティ推進担当課長
7	//	鈴木 大助	総務部防災課長
8	//	福澤 正人	福祉部福祉政策課長
9	//	進 憲司	福祉部高齢福祉課長
10	//	宮部 義明	福祉部地域包括ケア推進担当課長
11	//	橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
12	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
13	//	阿部 英幸	福祉部介護保険課長
14	//	中島 一浩	福祉部国保年金課長（福祉部高齢者医療担当課長兼務）
15	//	篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
16	//	中川 景司	子ども家庭部幼児保育課長
17	//	永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
18	//	瀬尾 かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
19	//	佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
20	//	熱田 直道	保健衛生部生活衛生課長
21	//	渡部 雅弘	保健衛生部健康推進課長
22	//	長嶺 路子	保健衛生部予防対策課長（事務取扱 保健衛生部参事）
23	//	内宮 純一	保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長
24	//	大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
25	//	木村 健	教育推進部学務課長
26	//	赤津 一也	教育推進部教育指導課長
27	//	石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
28	//	木口 正和	教育推進部教育センター所長

(6) 文京区子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月文京区条例第三十一号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから委員が選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子育て会議は、区長が招集する。

(意見聴取等)

第七条 子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員に関する特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十六年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「二十二人」とする。

3 施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(7) 文京区子ども・子育て会議要綱

- 25文男子第606号平成25年6月20日区長決定
- 26文男子第4号平成26年4月1日改正
- 27文男子第570号平成27年4月1日改正
- 27文男子第4114号平成28年3月14日改正
- 29文子支第2709号平成30年3月30日改正
- 30文子支第2629号平成31年3月26日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区子ども・子育て会議条例（平成25年6月文京区条例第31号。以下「条例」という。）第8条の規定により、文京区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるところとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者 5人以内
- (3) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者 5人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人
- (5) 労働者を代表する者 1人
- (6) 公募の区民 5人以内

2 前項第6号に規定する委員（以下「区民委員」という。）は、別に定めるところにより募集し、決定する。

(欠員補充)

第3条 条例第4条の規定にかかわらず、区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(幹事)

第4条 子育て会議に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども家庭部長
- (2) 教育推進部長
- (3) 子ども家庭部子育て支援課長
- (4) 子ども家庭部幼児保育課長
- (5) 子ども家庭部子ども施設担当課長
- (6) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
- (7) 子ども家庭部児童相談所準備担当課長
- (8) 保健衛生部保健サービスセンター所長

- (9) 教育推進部学務課長
 - (10) 教育推進部教育指導課長
 - (11) 教育推進部児童青少年課長
 - (12) 教育推進部教育センター所長
- 3 前項に規定する者のほか、区長は必要があると認めたと者について、区職員のうちから幹事とすることができる。
- 4 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。
- 5 幹事は、子育て会議に出席して説明を求められたときは、意見を述べるすることができる。
- (庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(8) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会委員名簿

任期：令和4年4月から令和6年3月まで

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	遠藤 利彦	東京大学大学院教授	
2	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
3	委員	高櫻 綾子	青山学院大学准教授	
4	//	水谷 彰宏	文京区子ども・子育て会議区民委員	
5	//	古城 侑子	文京区子ども・子育て会議区民委員	
6	//	鳩山 多加子	文京区子ども・子育て会議区民委員	
7	//	岩永 麻衣	文京区子ども・子育て会議区民委員	
8	//	河合 直子	文京区子ども・子育て会議区民委員	
9	//	大橋 久	文京区青少年健全育成会	
10	//	中嶋 春子	文京区民生委員・児童委員協議会	
11	//	大内 悦子	文京区女性団体連絡会	4年度第2回まで
12	//	堀口 法子	文京区女性団体連絡会	4年度第3回から
13	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
14	//	佐々木 妙子	文京区私立保育園（慈愛会保育園）	
15	//	須東 朋広	文京区認可保育園父母の会連絡会	
16	//	高橋 誉則	文京区学童保育連絡協議会	
17	//	福田 恵	文京区立幼稚園PTA連合会	
18	//	竹内 秀哉	文京区立小学校PTA連合会	
19	//	大井 明彦	文京区立中学校PTA連合会	
20	//	鈴木 亮三	文京区特別支援学級連絡協議会	
21	//	秋葉 園江	東京商工会議所文京支部	
22	//	井島 和彦	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	

(9) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会幹事名簿

令和5年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事	木幡 光伸	子ども家庭部長
2	//	八木 茂	教育推進部長
3	//	篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
4	//	中川 景司	子ども家庭部幼児保育課長
5	//	永尾 真一	子ども家庭部子ども施設担当課長
6	//	瀬尾 かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
7	//	佐藤 武大	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
8	//	大塚 仁雄	保健衛生部保健サービスセンター所長
9	//	木村 健	教育推進部学務課長
10	//	赤津 一也	教育推進部教育指導課長
11	//	石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
12	//	木口 正和	教育推進部教育センター所長
13	//	横山 尚人	企画政策部企画課長
14	//	橋本 淳一	福祉部障害福祉課長
15	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長

資料4 計画の検討経過

1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月30日(月)	子ども・子育て支援事業計画の見直し等について
2	令和4年8月23日(火)	子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について
3	令和5年1月24日(火)	子どもの貧困対策計画(案)について

2 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和4年5月23日(月)	子ども・子育て支援事業計画の見直し等について
2	令和4年8月17日(水)	子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について
3	令和5年1月18日(水)	子どもの貧困対策計画(案)について

3 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和4年5月18日(水)	子ども・子育て支援事業計画の見直し等について
2	令和4年8月9日(火)	子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について
3	令和5年1月17日(火)	子どもの貧困対策計画(案)について

4 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会

	開催日	主な議題
1	令和4年8月1日(月)	子どもの貧困対策計画の策定について
2	令和4年10月20日(木)	子どもの貧困対策計画の策定について
3	令和5年1月12日(木)	子どもの貧困対策計画(素案)のパブリックコメントの結果について 子どもの貧困対策計画(案)について

5 計画策定に関するパブリックコメントの概要

計画策定の検討に資するため、令和4年10月に子どもの貧困対策計画(素案)を公表し、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

(1) 周知方法

区報及び区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等により周知しました。

(2) 意見募集期間

令和4年10月31日(月)から令和4年11月30日(水)まで

(3) 意見募集結果

1人の方から3件の意見をいただきました。

(4) 意見募集の意見等の公表

意見募集の意見等については、子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会、地域福祉推進協議会及び区議会に報告するとともに、区ホームページへの掲載等により公表しました。